

事務連絡
令和5年6月5日

事業主 様
担当者 様

仙台卸商健康保険組合

任意継続保険料の手数料について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合の任意継続保険料の納付について、七十七銀行卸町支店との契約により、七十七銀行各支店窓口の納付について手数料不要となっていました。この度、令和5年6月1日をもって七十七銀行における手数料不要となる取扱い及び納付書としての利用が終了することになりました。

よって、令和5年6月1日以降の任意継続保険料の納付方法につきましては、当組合の指定口座への振り込み（送金）となり、その振込手数料については恐れ入りますがご負担をお願いすることになります。

振り込み手数料及び手続方法については、納付金額や各金融機関によりこととなりますので、お手数ですがご確認願います。

なお、当組合窓口では事故防止の観点から、現金による納付は取り扱っておりませんので併せてご承知おきください。

敬具